

肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ



## 肝炎ウイルス陽性者



## 初回精密検査費用助成のご案内

### 肝炎精密検査費用助成とは



兵庫県では、肝炎ウイルス検査の結果が陽性の方を対象に、肝炎ウイルスの初回精密検査（医療保険適用のものに限る）を受けた際の検査費の自己負担分を助成します。

### 申請の流れ



検査費用の助成を受けるためには、県、保健所又は市町が実施するフォローアップへの同意が必要です。

#### フォローアップに同意

保健所又は市町でフォローアップについて説明を受けたうえで、請求書等の必要書類を受け取る。

#### 受 診

医療機関を受診し、窓口で請求された検査費用を支払う。  
(領収書及び診療明細書は申請に必要なため、必ず保管してください。)

#### 申 請

申請書一式を下記の申請窓口へ提出する。内容を審査のうえ、県が保険診療の自己負担分を金融機関の口座へ振り込む。

\* 請求できるのは、陽性と判定されてから1年以内です。

\* 一連の検査は同じ日に受けることを原則としますが、予約の都合等により、検査が複数の日に行われた場合、1か月程度の期間のものであれば助成します。(ご不明な場合はお問い合わせください)

### <申請窓口>

肝炎ウイルス検査を受けた機関	提出先
①・県健康福祉事務所で検査を受けられた方 ・県の助成を受けて医療機関で検査を受けられた方	管轄の健康福祉事務所（保健所）
② 神戸市の検査を受けられた方	管轄の区役所あんしんすこやか係
③ 尼崎市、西宮市、明石市、姫路市の検査を受けられた方	各市の肝炎ウイルス検査窓口
④ 政令市、中核市を除く市町の検診を受けられた方	各市町の検診窓口
⑤ 職域の肝炎ウイルス検査を受けられた方	管轄の健康福祉事務所（保健所）、又は
⑥ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受けられた方	各市町の検診窓口
⑦ 手術前の肝炎ウイルス検査を受けられた方	各市町の検診窓口

### <お問い合わせ先>

650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 がん・難病対策班

TEL 078-341-7711 (内3237・3285)



助成対象費用	初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として兵庫県が認めた費用。（ただし、 <u>医師が真に必要と判断したもの</u> に限ります。 <u>保険適用外の検査は助成対象となりません。</u> ）
助成回数	1回
対象となる検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）</li> <li>b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）</li> <li>c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）</li> <li>d 肝炎マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）</li> <li>e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）</li> <li>f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）</li> <li>g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））</li> </ul>
対象者	<p>次のすべての要件に該当する方</p> <p>(1) 兵庫県内に住所を有する方</p> <p>(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者</p> <p>(3) 県、保健所又は市町が実施するフォローアップに同意した方</p> <p>(4) 検査費用を請求する日から1年以内に、以下のいずれかの肝炎ウイルス検査において陽性と判定された（結果通知を受け取った）方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 兵庫県もしくは政令市が実施する肝炎ウイルス検査</li> <li>b. 市町が実施する肝炎ウイルス検診</li> <li>c. 職域で実施する肝炎ウイルス検査</li> <li>d. 妊婦健診の肝炎ウイルス検査</li> <li>e. 手術前の肝炎ウイルス検査</li> </ul>
申請に必要な書類	<p>①肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書兼フォローアップ同意書（別紙様式1）</p> <p>②初回精密検査を受けた医療機関の領収書</p> <p>③初回精密検査を受けた保険医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）</p> <p>④初回精密検査費用振込先金融機関の口座が分かる書類（預金通帳の写し等）</p> <p>⑤-a. 兵庫県及び政令市が実施した肝炎ウイルス検査結果通知書の写し</p> <p>⑤-b. 市町の健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診結果通知書の写し</p> <p>⑤-c. 職域で実施する肝炎ウイルス検査結果通知書の写し（結果通知書により職域の肝炎ウイルス検査とわからない場合のみ、別紙様式4による職域検査受検証明書が必要）</p> <p>⑤-d. 母子健康手帳の検査日及び検査結果が確認できるページの写し（母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書の写しが必要）</p> <p>⑤-e. 肝炎ウイルス検査の結果通知書及び肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書</p>
※陽性と判明した肝炎ウイルス検査ごとに必要な⑤の書類が異なるためご注意下さい。	

ウイルス性肝炎は、適切な治療を受けることで肝炎から肝硬変や肝がんに重症化するのを予防することができます。肝炎ウイルス検査の結果が陽性の場合は、すぐに医療機関を受診し、精密検査を受けましょう。